

「家」という伝統

広井 多鶴子

はじめに

国文学科の講義を持つことになって、興味深く読んだ本に、山下悦子の『マザコン文学論』がある。山下悦子は、日本の近代文学には「妻に『母』を求めるあるいは産みの「母」にいつまでも甘えるといった構図」があると言う。そして、こうした母への依存は、「日本の『家』の伝統でもあり、その伝統は現在でも健在である」（山下11頁）と指摘する。家の中で最も影響力を持っていたのは、実は、父ではなく母であったとする山下の見方は、家を父＝男性が支配する家父長制として捉えてきたこれまでの家族制度論にも、また、マザコンは近代の家父長制が産み出した病理であるとするフェミニズムのマザコン理解にも対立する。

だが、ここで考えてみたいのは、家制度の実態や歴史についてでも、家父長制の理解についてでも、文学に描かれた家や母の姿でもない。それ以前に、私がどうしてもこだわってしまうのは、家を「日本の伝統」とする発想である。もちろん、家を日本の伝統と捉えるのは、山下に限ったことではない。むしろ、一般にそう考えられてきたし、社会学や家族制度論や歴史学は、日本の伝統的な家族として家を理解してきた。そうであるがゆえに、私にとって、家を研究対象とするということは、つねに「伝統」を意識することであり、「日本」に付きまといわれることであった。

しかし、果たして家は日本の伝統なのだろうか。そもそも、日本の変わらぬ伝統といったものは存在しているのか。否、「『時代を越えた伝統』などというものは存在しない」（上野77頁）のだとすれば、なぜ、いつから私たちは家を日本の伝統と考えるようになったのか。私は家の歴史的な起源というよりは、家を日本の伝統と語る言説の起源が知りたいのである。そのための基礎作業として、ここでは、家と伝統の関連について、このところ少し考えてきたことを書いてみようと思う。

1. 日本の特性としての家

家はたとえば次のように語られてきた。

「我が国の家は、祖孫一体の連繋と家長中心の結合とよりなる。即ち親子の関係を主とし、家長を中心とするのであって、欧米諸国に於けるが如き夫婦中心の集合体とはその本質を異にする。（中略）更に我が国の家は、国に繋がるのをその本質とする。蓋し我が国に於いては、家は古代の氏より分化発展せるものであって、我等の祖先は氏の上を中心として常に国家の職務を分担して天皇に奉仕したのである。されば氏は国に連なり、家には氏の伝統的精神が伝わって（い）る。我が国が家族国家であるといふのは、家が集まって国を形成するといふのではなく、国即家であることを意味し、而して個々の家は国を本として存立するのである。」

この文は文部省の「臣民の道」（1941年）である。ここでは、一つには、欧米家族との比較において日本の家が持つ特殊性（祖孫一体の連繋、家長中心、親子関係の重視）が書かれているが、これをファシズム期の特殊な家理解として片付けることはできないだろう。これらの家の特性は批判の対象とされつつも、西欧の近代家族とは異なる日本の家族の特性として、戦後の家族研究の多くが認めてきたからである。

だが、もちろん家は、「臣民の道」が言うように、古代から一貫した連続性を持つものではない。家の成立時期については、前掲の『事典家族』では、天皇家は11世紀後半、貴族や武士の統領の家は12世紀後半、地方の領主では13～15世紀」とされ、一般庶民の場合は15世紀末から16世紀前半、農民の間では17世紀後半から18世紀にかけて「家」が広汎に成立したと書かれている（13-14頁）。古代天皇制の成立は7世紀末であるため（亀頭230頁）、家と天皇制とはその成立史において直接的な関連はない。

「臣民の道」が家の前身とする古代の氏は、古代国家の解体とともにその役割を終え（『国史大辞典』70頁）、その氏に対抗する形で「新しい質の集団『家』」（『日本史大事典1』317頁）が成立したとされる以上、氏と家との連続性も怪しい。また、古代天皇制の成立した7世紀末から8世紀前半は、天皇制を支えた氏上（古代貴族）の生活形態と庶民の生活形態が「決定的に分化していった時期であった」（門脇

36頁)とされており、当然のことながら「我等の祖先」を古代貴族である氏に還元することはできない。

確かに家は「日本社会において地域的にも、階層(身分)的にも広く分布して見出された」(正岡85頁)。しかし、上記のように、人口の80%以上を占めたとされる農民の家はそれほど古くにさかのぼれるわけではない。しかも、時代や、地域、身分、職業、階層などによって家の様相は多様である。直系血族のみならず傍系血族や使用人を含む中世の家、基本的に「当主とその配偶者と直系血族」から成り、傍系血族を厄介と称する近世の家(『日本史大事典1』316-7頁)、主君より与えられた知行を基礎とした近世の武士の家、祖先からの名請地を継承する農民の家、そして、家産・家業・家名という実質を多くの部分喪失した明治以降の家など、同じ家とはいっても、その形態や機能、家を統合する規範・倫理、経済的・政治的基盤などは大きく異なる。だからこそ、従来から「日本の伝統家族への一元論的接近の持つ限界」(光吉13頁)が指摘されてきたのである。

上記の「臣民の道」でもう一つ重要なことは、この家が「国を本として」「国に繋がるのをその本質とする」と書いている点である。いわゆる「家族国家」観であるが、これについては、「明治中期から末期にかけて、明治国家のイデオロギーによって体系化されたもの」(伊藤2頁)であることが明らかにされている。「家族国家」という日本の特性は、歴史貫通的なものではなく、明治国家が確立していく過程で創出されたイデオロギーだったのである。しかし、この「家族国家」観は、「『家』と国家という、まったく異質な制度を接合した観念という点で、『特殊日本的』なイデオロギー」(伊藤3頁)と見なされてきた。伊藤幹治はその特殊性の基盤を「土着」的な「近世以来の日本社会の構造や日本人の価値体系」(伊藤213頁)に求め、石田雄は「元来家族に対する私的敬虔心であるところの孝と、公的な忠誠心であるところの忠との連続性を説くわが国における儒教主義的家族道徳の伝統」(石田13頁)に求めている。いずれにせよ、「家族国家」観は日本の「伝統」に根差した「世界に比類」のない(福島485頁)特殊なイデオロギーとして捉えられてきたのである。

2. 日本文化論としての家

以上見てきたように、一方で、家は日本古来からの連続性を持つものでは決してなく、しかもその姿は多様で、様々に変化するものであることが明らかにされているにもかかわらず、もう一方で、私たちは「家」を日本に特殊な伝統として理解している。それは一体なぜなのか。そこには、家が持つとされる数百年の歴史の重みという常識的感覚によっては解消し得ない意識が存在するものと思われる。

私たちが「家」を日本の伝統として語るのは、おそらく、「家」が有史以来、歴史貫通的に存在すると考えるためでも、「家」がいつ成立したかという歴史の起源を探るためでもない。家制度の研究の多くは、かつて「わが国には典型的な近代家族はきわめてまれである」(川島5頁)と指摘されたように、西欧家族をモデルにした近代家族との対比で進められてきた。このことに示されるように、家を日本の伝統として考える時、私たちは意識的にであれ、無意識的にであれ、日本とそれ以外の国、主に西欧とを比較している。つまり、端的に言えば、家を日本の伝統と名づけるのは、西欧との違いを表すためなのである。その際、伝統という言葉は、日本という国の一体性と歴史の連続性とを暗黙の内に前提とすることによって、日本の特殊性(優越性であれ、劣等性であれ)を際立たせるキー・ターム、あるいは有無を言わさぬ殺し文句となる。

ところで、日本文化論とは「日本を欧米と比較し、その相違点を探りだし、それをもって日本文化のユニークさとするジャンルである」とされる(杉本8頁)。ということは、家を西欧近代家族と比較して、その相違点の根拠を日本の伝統に求める家制度研究もまた、日本文化論の一つのジャンルと言えるだろう。「日本人とは日本人論の好きな人たちのことだ」(杉本7頁)という冗談は言い得て妙だが、私たちはなぜ、いつから日本の特性を強調し、家を日本の特質を示す伝統的な文化として語るようになったのだろうか。家を日本の伝統とする家族研究を日本文化論の一種と考えることによって、私たちはこうした問いに接近する新たな方法を獲得することができるものと思われる。それは、次に見るように、西川長夫らの研究が、日本文化論の成立過程を把握する斬新な枠組みを提示しているからである。

3. 国民国家と伝統

西川長夫によれば、「文明」(civilisation、civilization)と「文化」(culture、Kultur)は、ともに「18世紀後半に誕生した新語」(西川b105頁)であるという。当時いち早く国民国家を形成した国(フランス)が、自らを世界の先端に位置づける「文明」を体現し、それに対抗して後発的に国家を形成した国(ドイツ)が、国民を形成し、国家的な統一をはかるために創出したのが「文化」という概念だということである。一方、後発国の日本は「国学者たちの個別主義」を脱して、明治以降、この先進的な国民国家の一つに加わるべく、普遍主義＝欧化＝文明開化を進めた(西川b170頁)。だが、明治20年代に入ると、改めて国民の統合をはかる必要にせまられ、日本の特性や伝統が再発見されるようになる。それに伴って生み出された概念が、nationalityの翻訳語として明治20年代に使われ始めた「国粹」であり、「文化」とであるとされる。すなわち、日本の特性を伝統として語ることによって日本と欧米を比較する日本人論や日本論、日本文化論は、実は、国民国家の形成に伴って成立した議論だったのである(西川b166、175頁)。

このように、西川長夫は、明治20年代から30年代に、<欧化＝文明>から<国粹＝文化>へと転換することによって、日本文化論が形成されていったと指摘しているが、この時期区分自体は、これまでの家族制度などの歴史研究の認識と一致する。近代的な家族法と言われるボアソナード民法(明治23年制定)が、穂積八束らの復古主義者によって施行延期に追い込まれたのが明治25年(1892年)であり、そうした経緯を経て明治31(1898)年に成立した明治民法は、ボアソナード民法に比して「家」制度を復活・強化した。そのため、明治民法は、家産や相続制度などを資本主義経済に適合させつつも、家族内の秩序については、「男女不平等、個人の自由・独立に制約を加えた、いわば前近代的な家族法・相続法であった」(有地2頁)と評価されている。教育制度においても、学制期の欧化主義が、自由民権運動への対抗から「儒教主義的な秩序重視」の教育政策へと転換し(佐藤a31頁)、その帰結として発せられた教育勅語(明治23年)によって「天皇制公教育」が成立したと言われている。明治20年代から30年代にかけては、開明派と復古派の対立の中で復古派の国粹主義が台頭する時期であった。

しかしながら、西川に学べば、こうした復古派の国粹主義や伝統への回帰は、前近代への逆行でも、「反動的国家主義」でもない。それは、先に見たように、「文明開化」の「文明」も「国粹文化」の「国粹」も、ともに「欧化」であり、近代の国民国家創出のイデオロギーだからである(西川a99頁)。日本に限らず、国民国家は一方で、「旧制度を打破し、古い伝統や地縁的血縁的諸関係を絶ち」つつも、他方で、「新しく形成された政治共同体の空白を埋め、精神的イデオロギー的な統合を強化するために新しい伝統の創出(国民的なシンボル、神話、祭典等々)に専念する」。その際、「一度は切り捨てたはずの過去が一挙に還流し、あるいは新しい伝統が過去の装いをつけて登場する」ことになる(西川c16頁)。すなわち、私たちが日本の伝統と考えるものは、明治以降、一見新しく装いつつも根本は変わらない古くからの伝統ではなく、わざわざ「過去の装い」を身にまとった近代の「新しい伝統」だったのである。

4. 勅語・家・伝統

「過去の装い」をした「新しい伝統」という西川の指摘は、単なるレトリックとして片付けることのできない知見を私たちにもたらすものと思われる。「我国固有ノ倫理」(地方官会議「徳育涵養ノ議ニ付建議」明治23年)に基づいて作成されたとされる教育勅語は、侍補・侍講であった儒学者の元田永孚の影響の下に、儒教道徳に基づいたものと言われてきたが、久木幸男は、元田永孚の主張が明治初期の儒教と大きく異なることを明らかにしている。久木は、元田が「儒教とはまったく異質の『天皇尊崇』を無理に組み入れ、『天皇尊崇』を中心に儒教道徳を再編しようとした」(259頁)がゆえに、当時の儒教に受け入れられず、形成途上にあった1880(明治13)年代の天皇制教育においても、元田が主眼とした「国体の尊信」は十分採用されなかったと分析する(久木255頁)。ということは、1880年代には成功しなかった「国体の尊信」の政策化が、明治20年代に国粹主義が台頭するに至って、教育勅語において実現したということになる。このことは、明治儒教とは異質の「天皇尊崇」と「国体」の観念を、儒教という「過去」で粉飾することによって創り出した近代国民国家の「新しい伝統」＝国民統合のイデオロギーが、教育勅語だということを意味しているだろう。

教育勅語が単なる「復古」でも「反動」でもなかったことは、教育勅語が発布された当時の文部省公認

の解説書とされる井上哲次郎の『勅語衍義』によく表れている。井上の『勅語衍義』は、「一国ハ一家ヲ拡充セルモノニシテ、一国ノ君主ノ臣民ヲ指揮命令スルハ、一家ノ父母ノ慈心ヲ以テ子孫ニ吩咐スルト、以テ相違ナルコトナシ」として、国家を家のアナロジーで説明する「家族国家」観を説いている。だが、そこで想定されている家は、「高尚ナル親愛」によって結合し、「業」を分かち夫婦（「夫ハ外ニアリテ業務ヲ営ミ、婦ハ内ニ居テ家事ヲ掌る」）、その夫婦の「子ヲ養育シテ独立ノ道ヲ得セシムベキ義務」、「自然ノ情」に基づいて親を「敬愛」する子などによって成り立つ家であった。その意味で、井上の『勅語衍義』の夫婦観は封建的家制度のそれより、ルソー的近代家族に近い（光田 122 頁）と指摘されている。

もっとも、これまでも、勅語の「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ」といった徳目自体は近代の普遍的な理念であるとする見方はあった。それに対して、これらの徳目は個別に存在するのではなく、「天皇制の永続的発展に奉仕する臣民の特性として」（佐藤 b315 頁）、すべて「皇運ヲ扶翼スヘシ」の「一点に構造づけられた」（佐藤 40 頁 a）ものであるという批判が出されてきた。だが、このことは、「反動的」な天皇制に、それとは矛盾する近代的な徳目を、木に竹を接ぐように接合したということではなく、あるいはまた、「反動的」な天皇制に適合する封建的な家族道徳を構造化したということでもないだろう。つまり、「近代天皇制」の「皇運ヲ扶翼」すべき家は、井上の描いたようなく近代の家>だったのである。

『勅語衍義』の中の家が、単なる井上個人の理想でなかったことは、近年の家族史研究を見るとわかる。明治 20 年代は、新たな家族に関する心性と制度が形成された時期だからである。牟田和恵や山本敏子の研究は、明治 20 年代についての新しいイメージを喚起している。牟田によれば、明治 20 年代の初めに、「家族の団欒や家族員の心的交流に高い価値を付与する新しい家族のあり方」である「家庭（ホーム）」という概念が総合雑誌に登場する（牟田 70-71 頁）。修身教科書においても、明治 10 年代半ばから 20 年代の半ばに、「親族関係が疎遠なものへと変質し親子の親しみに言及が始まる一方、忠孝一致の言説が登場する」（牟田 107 頁）という。法制度上も、家が自ら永続するために最も重要な関係であるはずの親子関係の中に、近代的な制度や秩序を取り入れていったのがこの時期である（広井）。井上の『勅語衍義』は、このような新たな家族の心性と制度の形成を前提にして、それらに「孝」や「忠」などの儒教の徳目を冠することによって、古い装いをまとった新たな家という国民国家の伝統を創り出すものだったのである。

明治 20 年代の「日本主義者」たちは、「民族の独自性を主張しながらも、いかに国際社会のなかでそれを実現するかを考え」（西川 b176 頁）ていたとされるが、井上哲次郎も、『勅語衍義』において、国際的な国民国家システムに参入しうだけの近代化（欧化）と国家の独自性と統一性（ナショナルリズム）を同時に追求したのではないだろうか。その意味で、井上の日本文化論は、国家主義ではあっても、前近代への復古をめざす反動ではなかったのである。このように明治 20 年代の「復古主義」を捉え直すことによってこそ、国粹主義の台頭と言われるこの時期において、「近代天皇制」や「近代公教育制度」といった国民統合のための近代的制度が整備確立していったことの理由とその限界がわかるものと思われる。これまで、この時期の国家主義を前近代への復古や反動と評価してきたものは、「本来等質的な国家公民に支えられるべき近代国家」、「国民の真の自発性に基づく遵法精神」（石田 32、37 頁）といった規範的な西欧近代の理解であっただろう。だが、西欧の近代国家もまた、国民の「自発的」な精神統合を図るために、伝統という新たな装置と規範を必要としたのである。

5. 家と近代家族

以上見てきたように、近代国民国家は新たな伝統を創り出すというシェーマは、私たち自身の中にある変わらぬ伝統という時間意識と、それに基づく日本文化論、日本特殊性論を相対化し、対象化する力を持っている。永い間、日本特殊性論の下で、家を基礎とした「家族国家」は世界に類を見ない日本の独自性であると見なされてきたが、近年の家族史研究は、近代国民国家こそが家族を国家の基礎単位として位置づけることによって、国民統合を図ってきたことを明らかにしている。明治以降の家もまた国家の基礎単位として再編された<近代の家>だったのである（小山）。そうである以上、日本が世界の国民国家システムに参入するに際し、「先行する他の国民国家がすでに家族による国民統合をなしとげていたからこそ、日本もまた家族国家にならざるを得なかった」（西川 79 頁）という西川祐子の指摘は、私には十分説得

的なものに思える。

だが、ここで改めて、国民国家が創り出した新たな伝統としての近代の家は、はたして近代家族なのだろうかという問題に直面する。それは、国民国家が伝統創造のために利用する「前近代の歴史的遺産」が「国民国家形成過程に占める位置によって、その国民国家の性格、個性が決定される」（亀頭 225 頁）という側面を否定することはできないからである。このことに関して、落合恵美子は「『家』は『近代家族的』になることはあるが、家系の連続性の観念のような『家』の最も根本的な性格は『近代家族』には無縁なので、『家』は『近代家族』には解消できない」（落合 b44 頁）と言う。これに対し、上野千鶴子、西川祐子、牟田和恵は「日本型近代家族」という概念を提示し、家を近代家族の範疇に含めることによって、近代家族概念を再構築しようとする。しかし、上野千鶴子が「日本版近代家族」（上野 94 頁）として家を近代家族のウァリエーションと捉えるのに対し、西川祐子は、「日本型近代家族」の特徴をく「家」/「家庭」の二重家族制度>とし、さらに、「家」にはく「家庭」家族>が含まれると把握することによって（西川 82-3 頁）、結果的として「家」と「家庭」を区分する。その限りで、西川の捉える「家」は、落合の言う「近代家族的」な家に近いものになると思われる。

私自身は、これまで家の特徴の一つとされてきた親子関係の重視という側面が、明治初年以降の法制度の整備・確立過程で、近代家族の中の親子関係と基本的に同じ枠組みを持つものへと変化していったと考えている。この小論の文脈からすれば、明治以降、少なくとも法制度上、近代的なものへと再編された親子関係に、改めて「孝」や「忠」といった過去の用語をあてはめることによって新たな伝統を創り出したのがく近代の家>だということになる。その意味で、私も「日本型近代家族」としてく近代の家>を捉え直すことによって、西欧の中産階級の家族をモデルとした西欧中心主義の近代家族概念を脱する方向を見出したいと考えている。私が行ってきたことは、親子関係制度の分析にすぎないが、それでも上記のように考えると、落合の指摘する「家系の連続性」がア・プリオリに家と近代家族を区分するメルクマールの一つとなりうるかどうか疑問となる。「家系の連続性」という観念もまた、明治以降の家産の個人財産化や分家制度、職業選択の自由などによってかなり変質したのではないだろうか。これまで家の特殊性とされてきた要素を歴史の変化の中で再検討する必要があるのではないかと思う。それらもまた、新たに創出された近代の伝統であるかもしれないのだ。

家を「日本型近代家族」として捉える理論枠組みは、西欧に対する日本の独自性を強調する日本文化論を相対化することができるという意味で画期的であると思う。しかし、それでもなお、「日本型」といった国民国家の枠組みを脱することはできない。「各地域に固有な多様性に富む伝統的家族システムが近代化という共通の変化に出会ったとき、いかなる変容が起きるか、あるいは起きないかという問題」（落合 b47 頁）が解明されていけば、近代の国民国家の枠組みを越える理論が形成されていくだろうか。私の戦略は、今のところ、「日本型」を相対化することである。

おわりに

伝統とは、橋本満によれば、「あたかも過去のものがそのまま保持されて現在に生きている」かのようには、「現在が作り出した型にはめて」過去を再構成したものであるという（橋本 17-18 頁）。逆に言えば、私たちは現在が再構成した過去を伝統と名づけることによって、暗黙のうちに日本という国民国家の統一性と不変性を主張する。このような明快な指摘から、私たちは、日本の変わらぬ特質を提唱する伝統という発想が、近代の国民国家に囚われた私たち自身のイデオロギーの表明だったことに気づかされる。

だが、不変の伝統など存在しない。伝統は「現在にあってこそ伝統なので」ある（橋本 17 頁）。だからこそ、伝統は変化しないものではなく、現在とともに変化する。家における伝統的な母の影響力という山下悦子の視角が説得力を持つのは、それが現在の家族の姿を投影した新たな伝統の発見であるがゆえだろう。高度経済成長期以後、江藤淳『喪失—母の崩壊』（1967 年）、山村賢明『日本人と母』（1971 年）、河合隼雄『母性社会日本の病理』（1976 年）、小此木啓吾『日本人の阿闍世コンプレックス』（19 年）など、母の影響力の伝統的な大きさを主張する日本文化論が次々と出されたが、高度経済成長期は専業主婦の割合が最も増加した時期であった（落合 a）。家父が支配していたはずの家の伝統に、この時期、主婦が支配した伝統が家に付け加わったのだろう。

引用・参考文献

- 有地亨『家族法概論』法律文化社 1990年
- 石田雄『明治政治思想史研究』未来社 1954年
- 伊藤幹治『家族国家観の人類学』ミネルウゝァ書房 1982年
- 井上哲次郎『勅語衍義』1891（明治24）年 山住正己編『日本近代思想史体系 6 教育の体系』岩波書店 1990年所収
- 上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』岩波書店 1994年
- 江藤淳『喪失一母の崩壊』河出書房新社 1967年
- 小此木啓吾『日本人の阿闍世コンプレックス』1981年中央公論社
- 落合恵美子 a『21世紀家族へ』有斐閣選書 1994年
- b「近代家族をめぐる言説」 井上俊他編『現代社会学 19<家族>の社会学』岩波書店 1996年
- 門脇禎二「古代」青山道夫他編『講座家族 1 家族の歴史』 弘文堂 1973年
- 河合隼雄『母性社会日本の病理』中央公論社 1976年
- 川島武宜『日本社会の家族的構成』日本評論社 1950年
- 国史大辞典編集委員会『国史大辞典』吉川弘文館 1979年
- 小山静子「家族の近代」西川長夫他編『国民国家形成と文化変容』新曜社 1995年
- 佐藤秀夫 a「天皇制公教育の形成史序説」現代史の会編『季刊現代史』